

# 遠隔要約筆記の利用について

## 新型コロナウイルス感染防止等の遠隔要約筆記

新型コロナウイルス感染防止等において、遠隔要約筆記が行える環境を整備しました。

現在利用していただいている、要約筆記者派遣事業として、遠隔要約筆記の利用ができます。

※通常の受診等の際はこれまでと同様に、要約筆記者が同行いたします。新型コロナウイルス感染防止等で必要性がある場合に、遠隔要約筆記の利用となります。

### ○要約筆記者派遣事業にて遠隔要約筆記を利用する場合

【利用開始】令和3年11月

【利用範囲】新型コロナウイルス感染防止等の事由により遠隔要約筆記が必要と認められる場合。

【利用時間】平日8:30～18:00（土日祝日、年末年始を除く）

（県の端末利用時間は平日8:30～17:15まで）

【実施方法】利用者個人のスマートフォン等と、県又は市に設置された遠隔要約筆記用端末を使用し、「Zoom」により市の登録要約筆記者が遠隔要約筆記を行います。

【利用方法】①派遣依頼書に遠隔要約筆記を希望する理由等を記入し原則利用日の前日までに提出。

・市は申請内容を確認し、遠隔要約筆記が必要かどうかを判断。

②遠隔要約筆記での対応決定の連絡と、「Zoom」の会議ID、パスコードを受け取る。

・市は要約筆記者へ遠隔要約筆記を依頼。県庁舎又は駅前庁舎のいずれかに来てもらう。

③利用者のスマートフォン等と、県の端末又は市の端末を接続し遠隔要約筆記を開始。

注：通信費用は利用者負担となりますので、ご了承ください。



### 【お問合せ先】

青森市福祉部障がい者支援課 障がい福祉チーム

FAX : 017-734-5329 TEL : 017-718-1894

Mail : shuwa\_youyaku@city.aomori.aomori.jp